

様式2

工事請負契約書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 足柄上郡中井町 地内
- 3 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 請 負 代 金 額 ¥0,000,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥000,000-
- 5 前 払 金 できない
- 6 部 分 払 できない
- 7 契 約 保 証 金 中井町契約規則 (昭和53年中井町規則第2号)
第40条第3号の規定により免除する。
- 8 工 事 方 法 別冊設計書のとおり
- 9 完成検査年月日 工事完成届の通知を受けた日から14日以内
- 10 契約金支払場所 中井町役場

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 足柄上郡中井町比奈窪56
発注者
氏名 中井町長 尾上信一
住所
受注者
氏名

第1条 発注者及び受注者は、この契約書等に従い、日本国の法令を遵守し、この工事を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。

第2条 契約金の支払いは、工事完成検査後、発注者が適法なる請求書を受領した日から40日以内とする。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、契約金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.10パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。但し、受注者の都合により金銭の受領が遅れた場合は、発注者は遅延利息支払の責を負わないものとする。

第3条 頭書の工期内に工事を完成することができない場合、発注者は契約金の支払の際、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の1に相当する過怠金を控除して支払うものとする。但し、天災地変その他やむを得ないと認めるときはこの限りではない。

第4条 発注者は、工事目的物引渡しの日から1ヶ年間、受注者の責めに帰する事由により生じた工事目的物の箇所を補修し、又はその箇所によって生じた滅失若しくはき損に対して損害を補償しなければならない。

第5条 工事目的物の引渡し前に工事目的物及び工事用材料（検査に合格したもの。）に生じた損害その他工事施行に関して生じた一切の損害は、受注者の負担とする。但し、発注者の責めに帰する事由による場合の損害についてはこの限りではない。

第6条 受注者は、正当の理由なくしてこの契約の各条項に違反（第3条の工期遅延の場合を除く。）した場合は、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を蒙ることがあっても、発注者はその責めを負わない。但し、既成部分に対しては頭書契約金額により算定の上、その10分の8を超えない範囲内において、適当と認める金額を支払うものとする。

第7条 この契約を履行するため、発注者は必要な書類の提出を求めることができる。

第8条 この契約に関し、発注者と受注者との間に疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。